

大阪市立北中道小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

2. 本校の基本方針

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、「北中道小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針として、以下の6点をあげる。

3. いじめの未然防止についての取り組み

いじめを未然に防ぐためには、「いじめを許さない学級・学校づくり」を進めることが大切であると考え。そのために次にあげる取り組みを行う。

(1) 道徳教育・人権教育の推進

いじめは生命をも脅かす行為であり、いじめられている子どもの人権を著しく侵害した行為だと言える。「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という認識をあらゆる機会を通して指導し、子どもに理解させる。また、生命尊重や思いやりの心を育てるとともに、子ども達がお互いを認め合い、尊重する心を育てるよう道徳教育・人権教育を推進していく。

具体的方法

- ① 道徳教育、人権教育の系統的・継続的な全体計画を作成し、全体計画に則して年間指導計画を充実させ、実践する。
- ② 道徳の時間をはじめ、教科、特別活動、総合的な学習の時間などでも、体験的・実践的な活動を取り入れた道徳教育、人権教育を推進する。
- ③ 子どもの体験などを題材として取り入れた、子どもの心に響く教材の開発や資料の収集とその活用を推進する。

(2) 仲間づくりの取り組みの充実

「いじめを許さない学級・学校園づくり」は仲間づくりが基本である。そのため子ども達一人一人の思いや願いをみんなでも共有できる集団づくりが必要になる。子ども達がお互いについてよく理解し合い、相手の立場に立って考えることができるような指導に努める。

具体的方法

- ① 学級や学年において、1年間の仲間づくりに関わる目標や各行事における全員での取り組みの目標などを子ども達自らつくりあげるなどし、みんなでの一つの目標に向かって取り組めるようにする。
- ② 日常的に、一人一人の子どもの思いや願いを、一人の問題としてとらえる

ことなく、すべての子どもが自分たちの問題としてとらえることができるようにする。そして、その問題の解決に向けて、主体的に考え、行動できるように指導していく。

- ③ 友達のよさを認めることができる集団づくりを目指し、まず一人一人の子どもをよさを教職員が理解し、機会をとらえて子ども達に発信していく。

(3) 子どもへの支援体制の確立

① 子ども理解の深化

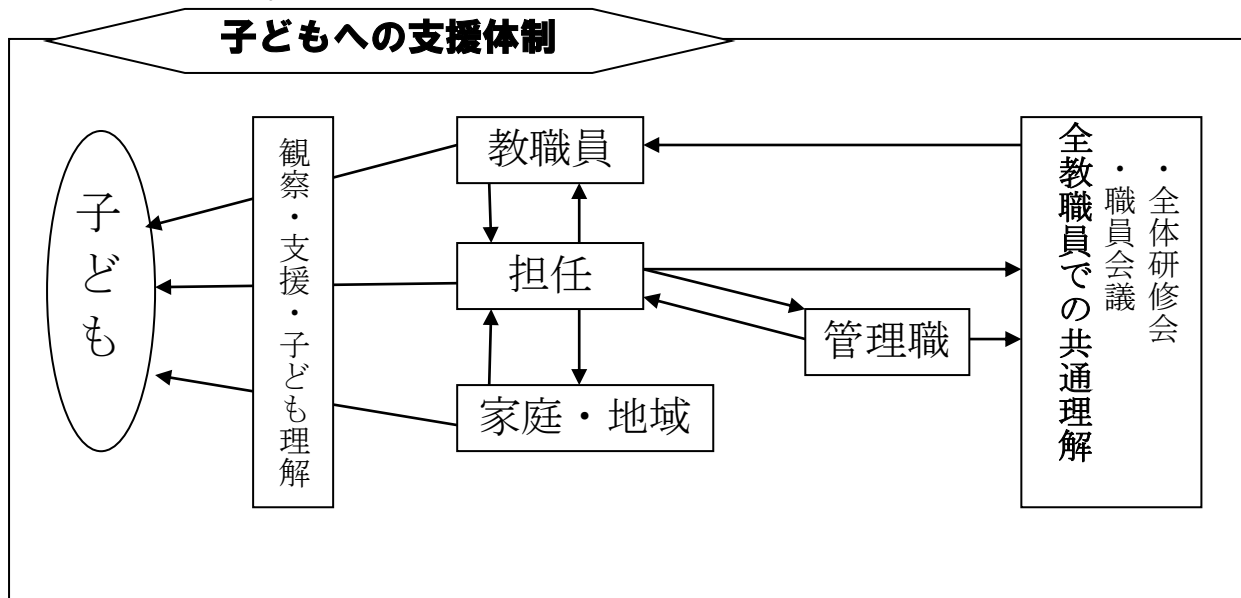
人間尊重の教育を一層推進する観点から、一人一人の子どもの生活背景を含めた子ども理解に努める。すなわち、子どもを一面的にとらえるのではなく、多面的にとらえ、子ども一人一人がもつよさを含めて理解していく。

学校生活においては、各教科、道徳などの学習のほかにも、クラブ活動、委員会活動、清掃時間や遊び時間などさまざまな場面があり、多数の教職員が関わっている。また、学校外の子どもの生活や様子については、保護者や地域の方々等の協力を得て情報を得ることができる。担任は、それらの情報も積極的に集め、子どもを総合的に理解するように努める。

また、児童理解の方法について教職員の研修を行ったり、定期的に担任が集約した子どもの情報について教職員が情報を交換する機会を設けたりするなど、組織的に取り組んでいく。

また、実際に問題となる場面に遭遇した教職員から担任が情報を得れば、迅速に、管理職への報告・相談を行うとともに、必要に応じて、学年打ち合わせ会、生活指導部会、あるいは職員会議等において、当該の子ども達に対する支援や指導について討議を行い、共通理解を図る。さらに、学校全体はもとより、地域・家庭と情報交換を密にし、協力し合い、組織的に動く。

また、行われた支援や指導については常に見直しを図りながら、よりよい方向へ修正していく。



② カウンセリングの充実

子どもがいじめ問題に直面している状況では、スクールカウンセラー等の活用を図り、教職員と連携して、問題の解決に向けて取り組みを進めていく。加えて、日常の学校生活においても、教職員がカウンセリングの考え方や方法を活かしていく。そのために、研修などを通して、教職員がカウンセリングマインドやカウ

ンセリングの手法などを学び、指導に活かしていく。

具体的方法

- ① 子どもの話を共感的に理解し、共に考える姿勢で支援する。
- ② 尋問口調で話したり、追求したりせず、無理のない態度で子どもと接する。
- ③ すぐに善悪を判断するなど結論付けた聞き方でなく、まず、何が言いたいのか理解する態度を見せる。
- ④ 相手の表情や態度を観察する。
- ⑤ 沈黙が続いてもじっくりと待つ。
- ⑥ 子どもの気持ちを尊重し、信頼関係の確立に努める。

4. いじめの早期発見についての取り組み

(1) いじめの兆候（SOS）のキャッチの仕方と早期発見

現代では、子どもを取り巻く環境が様々に変化し、子どもが自らの心をうまくコントロールすることが難しくなっている。子どもの抑圧、不満、悩みなどの情緒的混乱等の心の問題を理解し、子どもの立場に立って話を受容的に聴くなど、子どもの発する心のサインを早期にとらえ適切にかかわっていくことが一層重要となってきた。

教職員は日ごろから、子どもの様子や持ち物を観察し、いじめのサインを見落とさないようにする。また、家庭でも気をつけるよう依頼や啓発を行うことが肝要である。

① いじめられている子どもの様子の具体例

- ・ 学習意欲をなくし、集中力がなくなっている
- ・ 休み時間や放課後、仲間に入れず、一人であることが多くなる
- ・ 休み時間や放課後、用もなく職員室に頻繁に来たり、前をうろうろしたりする
- ・ いつもおどおどしている
- ・ 保健室に出入りすることが多くなり、教室に戻りたがらない
- ・ 理由のはっきりしない打撲や傷跡がある
- ・ はっきりした理由のない欠席、遅刻、早退が増える
- ・ 教職員を避けるようになる
- ・ 規則を破ることが多くなる
- ・ 衣服が汚れたり、破れたり、ボタンが取れたりしている
- ・ けんかが多くなる など

② 人間関係の状況の具体例

- ・ あだ名がつけられ、からかわれる。
- ・ 何かあると、名前が面白半分に出され、皆が嫌がることを押し付けられる
- ・ 通行のじゃまをされたり、逆にそばを通ると避けられたりする
- ・ 「プロレスごっこ」で、いつも技をかけられる
- ・ グループ分けなどで、最後まで所属が決まらない
- ・ 学級内などで、問題が起きたとき、不利な立場に立たされる
- ・ 机が微妙に離される
- ・ 発言するとやじられたり、笑われたりする
- ・ 教師がほめると周りの子どもがしらける
- ・ 球技でボールをパスしてもらえない
- ・ 持ち物や履物が、無くなったり、壊されたり、落書きされたりする など

(2) いじめを早期に発見するための具体的な方法

いじめは、教職員が気づかないうちに悪化してしまうことがある。また、悪化すればするほど、ますます見えにくくなっていくことが多い。

いじめを初期段階で発見することが、いじめ問題に取り組むうえで重要な課題であるとする。

全教職員が「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる。」との認識に立ち、日ごろから、子ども一人一人の様子に気を配ることが重要である。

① 観察

いじめの早期発見で最も大切なのは観察であるとする。教職員と保護者が子どもの状態を観察し、変化に気づくことが早期発見の第一歩である。子どもの状態をとらえるには、日ごろから子どもとのふれあいを大切に、子どもが安心して相談できる関係をつくっておくことが肝要である。子どもとふれあうことが多い教職員は、子どもの変化に一早く気づくことができるからである。また、教職員の協力体制をつくり、様々な角度から情報交換することも早期発見に役立つといえる。

② アンケート調査

いじめの状態を知るための有効な方法として「いじめに関するアンケート」の実施がある。生活指導の年間計画に位置づけて定期的に行う。定期的に行うことによって、教職員も子どももいじめに関する意識を継続してもつことにつながるためである。また、気になる状況があれば緊急に調査を行うことも必要である。

③ 日記指導

個人に日記（生活記録）を記入させて、担任がコメントを記入して返却する。この方法の利点は、友達に知らせずに担任だけが内容を把握できる点がある。日常生活の中で、担任に対して心を開いている子どもの場合は、自分がいじめられていたり、友達がいじめられていたりしていることについて担任に知らせることができる。

5. いじめの早期解決についての取り組み

(1) いじめられている子ども（被害を受けた子ども）への対応と支援

① 対応と支援への基本的な考え方

今現在も、いじめられている子どもが、教職員の知らないところで苦しい心情を誰にも話すことができずに悩んでいる可能性もある。このような子どもの姿を教職員は敏感に感じ取る感性を養うとともに、支援にあたっては共感的に理解し全面的に不安を取り除くことが重要である。そして、子どもの個性を伸ばし、自信を持たせるよう支援することが大切である。

ア 普段からの心がけ

子どもの発するサインをあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。常に、自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識をもつことが、早期発見につながる。

イ 支援に際しての心がけ

いじめられている子どもの話や訴え、悩みを親身になって受け止め、受容的な態度で聴き、こだわりや不安感、恐怖感を取り除くよう配慮するとともに、校内や学年の協力体制を整えてその子どもを保護し、本人に安心感を持たせるようにする。

「いじめられている子どもや、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている子どもを徹底して守り通す」ことを、教職員が、言葉と態度で示すことが必要である。

② いじめられている子どもを発見した場合の対応

ア 対応における留意点

実際に、いじめられている子どもを発見した場合は、どんな場合においても、いじめられている子どもの立場に立って対応し「いじめられる側にも問題がある」などと、いじめられている子どもを追い詰めることがないように常に意識する。教職員は、徹底的に聞き役に回り、子どもの辛い気持ちを理解するように努める。

イ 子どもの信頼の獲得

いじめられている子どもの心の状況を見極め、回復のための方策をとることが第一であり、その際、被害を受けた子どもは、いじめられていることを大人に話したことで、もっとひどいことにならないかと不安になっていることを十分に考慮することが大切である。例えば、話してくれた勇気に敬意を表し「あなたが悪いのではない」とはっきり伝え、いじめられている子どもを必ず守り通すことを具体的に約束する。いじめられている子どもの不安を助長することないように、相談を受けた教職員は、結論を急ぐのではなく「あなたにとって、一番よい方法をとりたい」という気持ちを示し、子どもを安心させることが対応の基本とする。「なんとしてもあなたを守りたいのだ」という強いメッセージが伝わるような態度と接し方を心がける。

また、本人が適切な判断ができなくなっていると考えられる場合には、本人だけでなく保護者も交えて、客観的な情報を提供しつつ、これからの方策について話し合うことも検討する。

話してくれた勇気に敬意を表し「あなたが悪いのではない」とはっきり伝え、いじめられている子どもを必ず守り通すことを具体的に約束する。

「いじめから自分を守る方法」について、いじめられている子ども本人の希望を聞き、本人が安心できる方法を教職員と一緒に考え、子ども自身が方法を選択できるようにする。

ウ 教職員の基本的姿勢

何があっても、いじめられている子どもの立場に立って対応することを基本とし、いじめから子どもを守り、いじめられている子どもの苦痛や不安を取り除くことを教職員は最優先する。そして、温かく見守り、集団の一員として自己実現ができるよう支援することが大切である。そのためには、何があってもいじめられている子どもの立場に立って対応することを心がける。たとえ、いじめられている子どもに、何らかの原因があることが推測されるような場合でも、いじめは絶対に許されないものであるという認識で、いじめの解消に全力を尽くす。

エ 聞き取りにおける注意

何よりも本人の辛さや苦しみに対して、教職員が本気になって精一杯の共感を示しながら聞くようにする。具体的には、以下の5点に配慮する。

- i 秘密を守ることを約束してから、「いつごろから」「何をきっかけに」「誰から（何人から）」「どこで」「どんなやり方で」「何をされたか」などを正確に聞き取ることにより、いじめの状況を把握するとともに、いじめられている子どもの安全確保を最優先に行い、家庭と連携して子どもをしっかりと見守る」。
- ii 事実関係の把握だけでなく、何よりも本人の辛さや苦しみに対して、教職員が本気になって精一杯の理解を示すようにする。打ち明けるまでの苦悩を十分に理解し、できるかぎり口を挟まずじっくり腰を据えて話をうなずきながら聞くなどして、少しでも安心感を与えるよう配慮する。

- iii 話が混乱しているときには、内容を整理し、本人の訴えた言葉を繰り返しながら聞くなどして1 つ1 つ確認する。また、分からないことを質問するときには、回答を強要しないように気を付ける。
- iv 本人が努力していることは認めても、安易な励ましは逆効果になることがあると意識する。
- v 教職員に何を望むかを確かめながら、どうしたらよいかを一緒に考えるとともに、いじめが解決するまで、絶対に守るという強い決意を伝えるようにする。

③ いじめられている子どもへのその後の支援

いじめられている子どもの苦悩をしっかりと受け止め、子どもの立場に立った支援を継続して行っていく。自信回復に向けて積極的に支援し、誇り・プライドを取り戻させるよう取り組みを継続していく。

また、授業中、休憩時間、放課後、登下校などにおいて、いじめを受けた子どもの態度や様子に注意し、教職員間で情報交換を密にし、定期的に協議するなどして、目に見えるいじめが解消したと判断した後も、いじめが再発していないか継続して観察を続ける。

④ いじめられている子どもの保護者への対応

いじめの事実に関しては、電話ではなく、管理職・学年担当者・生活指導担当者・担任などが複数で家庭訪問し、保護者に説明することを徹底する。そして、保護者の怒り・不安・悲しみなどを真剣に受け止め、どんなことがあっても、学校園としていじめられている子どもを守ることを伝える。そして、今後、子どもが安心して学校生活を送ることができるようにするため、学校が取り組みを進めようとしていることを具体的に説明するとともに、家庭との定期的な連携を図るための方法を確認する。

⑤ 学校としての対応

子どもに対する親身な教育相談を一層充実させるため、スクールカウンセラー等の活用や、養護教諭等との連携を積極的に図る。また、教育相談について全教職員が参加する実践的な校内研修を積極的に実施する。

カウンセリングルームが相談しやすい雰囲気になるよう工夫するなど、子どもにとって相談しやすい環境を整える。

(2) いじめている子ども（加害の子ども）への指導

① 指導への基本的な考え方

いじめている子どもへの指導においては、「いじめは、人間として絶対に許されない行為であること」を毅然とした態度で、迅速かつ適切に指導する。いじめられている子どもの心の痛みを共感させるとともに、反省を促し、今後、責任のある行動がとれるよう指導を行う。また、いじめている子どもの立ち直りに向けて、学校園・家庭・関係諸機関が連携し、いじめを行うに至った要因や生活背景を踏まえ、温かく見守り、継続的な指導・支援を行うようにする。

② いじめている子どもの指導の進め方

ア いじめの事実の正確な把握

感情的に叱ったり、頭ごなしに疑って聞き出したりすることは避け、冷静にいじめの事実の確認を行う。また、当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聞き、実態をできるだけ正確に把握する。集団によるいじめの場合、中心者が表面に出てこないことも考えられるため、いじめている子ども達の集団内の力関係や、一人一人の言動を正しく分析するよう心がける。

イ いじめている子どもへの指導

- i 加害の子どもは、どんなことがいじめであるか分かっていない場合も考えられる。指導にあたっては、まず、本人にいじめの事実をしっかりと認識させるよう努める。また、いじめによって、被害を受けている子どもがどれほど苦しんでいるかについて、心情的に理解させることが指導において最も重要なことであると認識指導に当たる。
- ii いじめは、いじめられている子どもの基本的人権を侵害するだけでなく、自らの生き方やあり方を見失わせる重大な行為であることを理解させる。理由はどうあれ、いじめという行為自体、人間として絶対に許されない行為であることを認識させる。
- iii 本人も明確な理由が分からないままその行為を行っていた場合が多いことを踏まえ、なぜ、いじめたかを問い詰めることはせず、いじめることによってしか自己表現できなかった子どもの気持ちを引き出し、自ら考えさせるようにする。話したことを弁解と決めつけるような話し方や、感情的な注意や叱責ばかりになることは避けるよう配慮する。
- iv いじめている子どもに、これからの自分の生き方を真剣に考えさせ、いじめられている子どもに対して、具体的な責任ある行動がとれるよう指導を行う。いじめを深刻化、潜在化させることもあるため、形式的・儀式的な謝罪や和解は、根本的な問題の解決にはならないことを念頭に置いておく。謝罪や和解をさせる場合は、慎重に行い、何より、いじめられている子どもの気持ちを最優先させるようにする。

③ いじめている子どもへのその後の指導・支援

いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも考えられる。そのときの指導により解決したと即断することなく継続して十分な注意を払い、折に触れて、必要な指導・支援を行っていく。また、必要に応じて、関係諸機関とも連携し、カウンセリング等を実施する。

④ いじめている子どもの保護者との連携

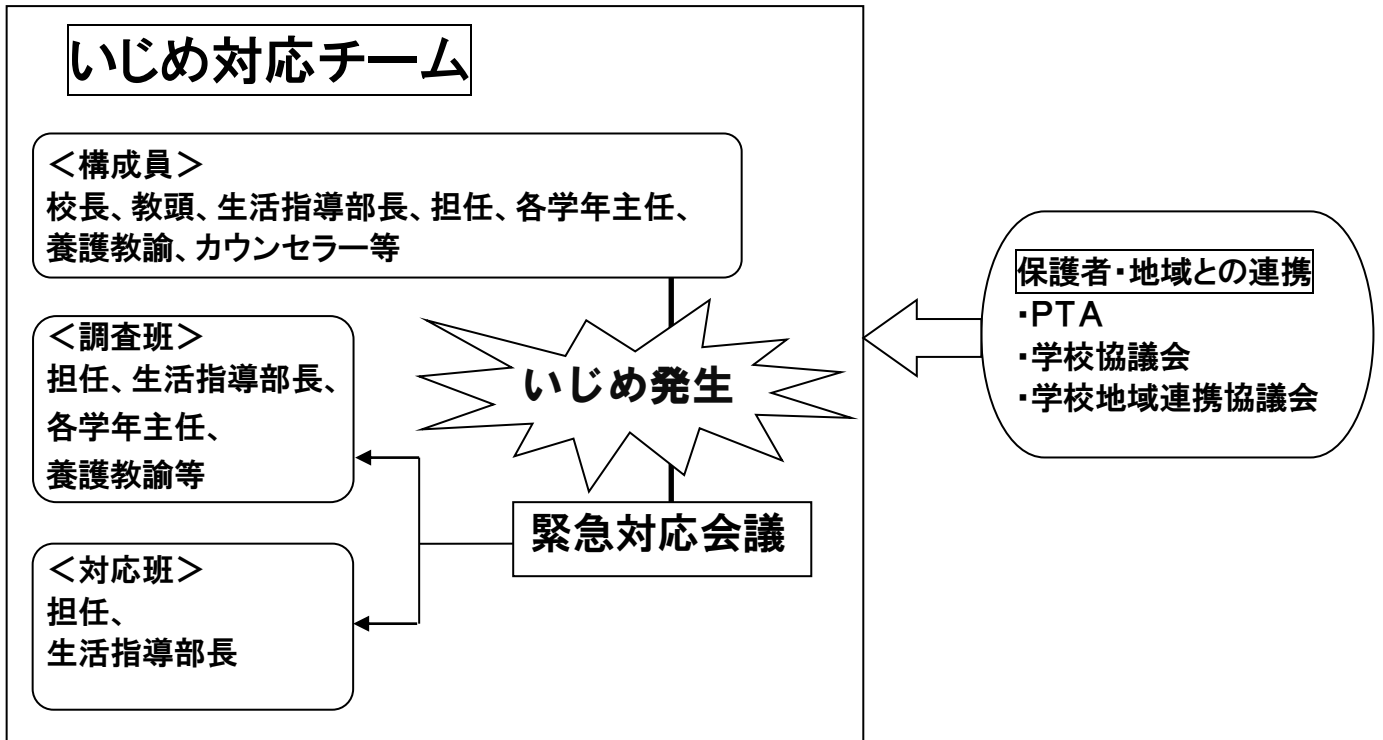
いじめについては、学校園のみで解決することに固執しないようにする。子どもへの精神的な支え、子どもを共に育てていく観点からも、保護者との連携を図るようにする。いじめている子どもの心の中には、欲求不満やストレスがあることを理解し、保護者との連携を密にするなかで、健全な心の育成が図れるよう、共に子どもの育ちを支えていくよう取り組みを進める。

ア 連携に際して心がけること

- i いじめの事実を把握したら直ちに、管理職・学年担当者・生活指導担当・担任などが複数で家庭訪問し、保護者に説明する。いじめはどんな理由であれ、絶対に許されない行為であること、またいじめられている子どもの心の痛み・保護者の怒りなどを真剣に受け止め、どんなことがあっても、心から謝罪することが大切であることを伝える。
- ii 学校園は、いじめの行為そのものは許さないが、いじめている子どもを許さないのではないという認識を伝え、加害側であっても被害側であっても、子どもが安心して学校生活を送ることができるようにするため、取り組みを進めようとしていることを具体的に説明し、理解を求める。
- iii 事後、家庭でもただ叱るだけでなく、いじめでしか自己表現できなかった子どものあり方を克服するために励ましてもらいたい旨など、子どもを共に育てていくための連携方法などを確認する。

6. いじめ問題に取り組むための組織

(1) いじめ対応チーム



(2) 年間計画

月	教職員間の活動	児童、保護者向けの活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ未然防止への取組内容の検討 望ましい集団づくりのための取組み内容の検討 いじめ等問題行動に対する学校方針の検討 学校運営の計画立案 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級開き・人間関係づくり 学級のルールづくり（学級活動）
6月	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート集計、結果の分析、個別指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育説明会（保護者へのいじめ対策についての説明と啓発） ○ いじめアンケート実施
7月	<ul style="list-style-type: none"> 夏季休業前までの取組みの反省 教育相談に係る研修講座への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人懇談会
8月	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談に係る研修講座への参加 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> 夏季休業後の取組みの検討 区人権研修会 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営の計画中間評価と最終評価の取組みの検討 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート集計、結果の分析、個別指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめアンケート実施
12月	<ul style="list-style-type: none"> 人権週間（人権意識啓発活動） 冬季休業前までの取組みの反省 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校評価の実施（児童・保護者の意見聴取、いじめ対策の点検） ○ 個人懇談会
1月	<ul style="list-style-type: none"> 冬季休業後の取組みの検討 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート集計、結果の分析、個別指導 学校運営の計画最終評価と次年度の取組みの検討 人権教育実践報告会 	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめアンケート実施
3月	<ul style="list-style-type: none"> 記録の整理、次年度への引き継ぎ情報の作成 	
定期的活動	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の職員会議で児童についての情報交換 学校生活向上のための話し合い （生活指導部会、月1回） ケース会議（随時） 小中連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の1日の振り返り （毎日、終わりの会） ○ 全学習活動、学校行事、たてわり班活動等を通した人間関係作りの意欲を高め、自覚を促す支援 ○ 学級活動の話し合い活動における学級の諸問題の解決

(3) 保護者や地域・関連機関との連携

連携の機会	連携推進の方策
日常 (通常の授業 等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ P T Aの広報紙などを通じ、人権教育や人権問題への意識高揚を図る。 ・ 人権課題の解決に取り組む地域の人材をゲストティーチャーとして招き、生き方や人権に対する考え方を学ぶ。 ・ 学校だより、学級通信等の発行、ホームページへの情報掲載などにより、学校からの発信を進める。
授業参観 ・ 学校公開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども達の作品を校内等に展示し、紹介する。 ・ 校区のフィールドワークを行い、まちづくりについての提案を行う。
学年 ・学級懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育に関する学年・学級の取組について説明し、意見交換等を行う。
PTA 研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権に関する講演会、ワークショップなどを開催する。
地域懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校区単位で、校区内の各学校・PTAの合同による研修会を実施する。 ・ 校区で子どもを中心としたまつりを開く。(～まつり・フェスティバル)
家庭訪問	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の家庭や地域での生活実態と生活実感を把握する。
地域における 取り組みとの 連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の人権教育・啓発関連事業とタイアップして取り組む。 ・ 人権・福祉関係のポスター、標語、作文等の募集に応募する。

(4) 点検・検証・見直し

- ① ホームページにおける学校いじめ防止基本方針を公表する。
- ② P D C A計画の実行により、教職員全体が常に改善意識を持ち、検証していく。
- ③ いじめに関する情報や生徒の人間関係などは、迅速にかつ漏れなく次年度に申し送りをし、情報の共有化を図る。
- ④ 全児童、保護者対象の学校アンケートの実施(6月、11月、2月)と、取り組みが必要な案件が発覚した場合は「いじめ対応チーム」を編成し、アンケート結果や取り組みの実施状況、進捗状況を検証し、職員会議で報告する。
- ⑤ 学校運営の計画における評価項目とし、中間評価(10月)及び最終評価(3月)を行い、全体会でその結果を検証する。
- ⑥ 学校関係者評価委員会(3月実施)で評価を行う。
- ⑦ いじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

7. 重大事案への対処

(1) 重大事態についての基準

重大事態を以下のように定義する。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

例) 児童生徒が自殺を企図した場合等

- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

例) ・ 不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合
・ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

(2) 重大事態発生時の連絡体制

① 発見者⇒担任⇒学年主任⇒生活指導部長⇒教頭⇒校長

② 校長⇒教育委員会学校教育課

※ 緊急時には、臨機応変に対応する。

※ 教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。

※ 必要に応じて警察等関係機関にためらわずに通報する。

(3) 重大事態発生時の初動

① いじめ対策委員会の招集

② 教育委員会学校教育課への報告と連携

③ 調査方法

<事実の究明>

・ いじめの状況、いじめのきっかけの聴取

・ 事実に基づく聴取：被害者→周囲にいる者→加害者の順

③ 警察への通報など関係機関との連携

※ いじめ発見の際の流れ

